

部を改正する法律附則74条に明記された。本稿では、法人関連の改正を中心に解説を行う。

(1) https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102_taisaku.pdf

産業競争力強化法等の改正と令和6年度税制改正

2024年2月16日、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」(以下、「産業競争力強化法等の改正法案」という)が国会に提出され、衆議院で引き続き審議が行われている(4月22日現在)。

産業競争力強化法等の改正法案は、「国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事業の創出及び産業への投資の促進を通じて我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編を行う中堅企業者に対する支援の拡充、事業適応計画の認定制度の見直し、株式会社産業革新投資機構の運用期限の延長等の措置を講ずる必要」(産業競争力強化法等の改正法案提出理由)から、産業競争力強化法(以下、「産競法」という)等の法律改正が行われるものである(前頁図表3)⁽²⁾。

令和6年度税制改正には、産競法の一部改正(以下、「改正産競法」という)に関連する次の項目が含まれる。

- ① 戦略分野国内生産促進税制
- ② イノベーションボックス税制
- ③ 特定中堅企業者等による成長を伴う事業再編の計画を主務大臣が

認定した場合の中堅・中小グループ化税制(中小企業事業再編投資損失準備金制度)

- ④ ストックオプション税制

スタートアップ企業関連措置は、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化の措置として令和5年度税

制改正の目玉とされたが、令和6年度税制改正においても引き続きストックオプション税制や暗号資産の期末評価方法等の改正により対応が図られている。

(2) 産業競争力強化法(産競法)、投資事業有限責任組合契約に関する法律(LPS法)、独立行政法人工業所有権情報・研修館法(NPIT法)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(NEDO法)。

第2章 賃上げ促進、イノベーションボックス税制等政策税制等に関する改正の実務ポイント

(この章のトピックス)

- 賃上げ促進税制では、賃上げの効果を深めるために企業区分の見直しと、それぞれに異なるインセンティブが整備され、中小企業向けに繰越税額控除制度が設けられた。
- 戦略的国内投資の税制として、開発時ではなく、生産・販売、譲渡等の時においてインセンティブを与える税制措置(戦略分野国内生産促進税制、イノベーションボックス税制)が創設された。

● 地域経済を支える中堅企業の活性化と中小・小規模事業者の事業承継・成長支援等の措置として、賃上げ促進税制において中堅企業枠を

創設する他、M&Aを通じた経営高度化・規模拡大を図るべく、中小企業事業再編投資損失準備金制度が大幅に見直された。

政策税制関連の改正

賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)

構造的・持続的な賃上げの効果をも

深めるために企業区分の見直しを行い、それぞれに異なるインセンティブが整備され⁽³⁾、雇用の環境を改善するため、人材投資に加えて子育てと仕事の両立支援の取組みに対する上乗せ措置が導入された(図表4)。